

一般社団法人長崎県公園緑地協会定款

〔平成25年4月 1日設定
平成26年6月23日変更〕

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は一般社団法人長崎県公園緑地協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を長崎県諫早市宇都町 27 番 1 号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本会は、公園緑地等に関する事業を促進し、もって郷土の美化、都市緑化等の推進とスポーツ、レクリエーション、観光施設の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 公園緑地等の管理の受託
- (2) 県及び市町村等の公園、緑地、運動場等(以下「公園緑地等」という。) に関する調査、研究、計画、設計、積算及び工事監理業務の受託
- (3) 公園緑地等に関する事業の受託施行
- (4) 公園緑地の便益施設の運営等
- (5) 公園緑地等の管理維持システム等に関する調査、研究及び事業の実施
- (6) 公園緑地等を活用したイベントの調査、研究及び事業の実施
- (7) スポーツ・レクリエーション等に関する調査、研究及び事業の実施
- (8) 風致地区、保勝地等の保全に関する調査及び研究
- (9) 図書、印刷物及び機関紙の刊行並びに研究会及び講習会の開催
- (10) その他本会の目的を達成するため必要と認める事業

2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するにいたったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 総会は、定期総会として毎年度、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分

の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における当該正会員及び代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の1名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち、1名を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第27条 本会に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会に当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に署名又は記名押印する。ただし、会長が欠席した理事会における議事録に署名又は記名押印する者は、出席した理事及び監事とする。

第7章 資 産 及 び 会 計

（事業年度）

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置かなければならない。

（事業報告及び決算）

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする

(1) 監査報告

第8章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第36条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

（解散）

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第39条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は宮本明雄、専務理事は酒井好とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。